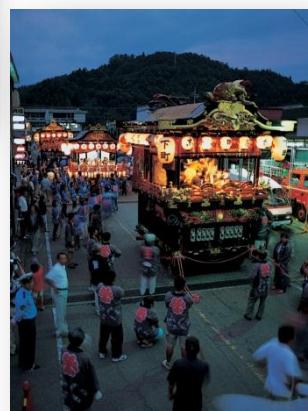


H27~31 年度

「学び」あふれる つるの 人づくり



都留市教育振興基本計画



都留市 教育委員会

はじめに

今日、少子・高齢化及びグローバル化の進行、そして社会のつながりの希薄化、安全・安心に対する意識の高まり等、教育を取り巻く社会の状況は大きく変化しており、これからの中を担う人材を育成する教育の果たす役割は、ますます大きくなっています。

国においては、教育基本法第17条第1項に基づき、教育の振興に関する方針及び講すべき施策等についての基本的な計画として「教育振興基本計画」が平成20年7月閣議決定され、この第1期計画の成果と課題を踏まえ、平成25年6月14日、第2期計画が閣議決定されました。この第2期計画で、今後の我が国に求められているのは「自立・協働・創造に向けた一人一人の主体的な学び」であるとして、「教育こそが、人々の多様な個性・能力を開花させ人生を豊かにするとともに、社会全体の今後一層の発展を実現する基礎である」と位置づけています。

また、いじめや体罰に起因すると見られる自殺事件をきっかけに教育委員会の権限と責任に対する批判が高まる中、文部科学大臣から中央教育審議会に諮問された「今後の地方教育行政の在り方」の答申を受けて、国は教育委員会制度の見直しを柱とする「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」を60年ぶりに改正し、平成27年4月1日より施行することとなりました。この改正により、特に市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を市と教育委員会が協議して策定することが義務付けられました。

本市におきましては、第5次長期総合計画（後期基本計画・H23年度～27年度）を本市の教育振興基本計画として捉え、これを羅針盤に「教育首都つる」を目指したまちづくりを進めてまいりました。この間、公立大学法人都留文科大学を核として、平成25年度には山梨県立産業技術短期大学校都留キャンパスが開設し、また平成26年度には、県立谷村工業高校と県立桂高校が統合した都留興譲館高校が開校、さらに平成28年度には健康科学大学看護学部が開設（予定）するなど、保育園、幼稚園から大学院に至るまで、様々な教育に関わる機関が整った環境づくりに取り組む一方で、体育施設、文化施設などの教育インフラの整備、充実にも力を注いでまいりました。また、様々な教育機関どおしの連携のみならず地域住民も含めた協働による創造性豊かな学びの場の創出により、教育こそが、人々の多様な個性・能力を開花させ人生の豊かさを実感できるような教育環境の整備にも努めてまいりました。

このような状況を踏まえ、都留市教育委員会では、時代の要請に的確に対応しながら、本市の教育の一層の振興を図るため、平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間とする本市教育振興の基本計画である「都留市教育振興基本計画」を新たに策定いたしました。この計画では、「『学び』あふれる つるの人づくり」を基本理念に、「生きる力を育む学校教育の推進」と、「地域の教育力を高める生涯学習の推進」の2つを基本目標とし、これを実現するために、10の基本方針を定めこれに沿った目標となる指標を設定しました。

尚、本計画の策定に当たっては、国及び山梨県の計画を参考し、特に「新やまなしの教育振興プラン」に示された基本理念・基本目標の考え方留意して進めてまいりました。市民の皆様はじめ、関係機関・団体の方々には、本市教育の振興のため、より一層のご理解とご協力を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

終わりに、この計画の策定に当たりまして、多大なご協力と貴重なご意見を賜りました市民の皆様、「都留市教育振興基本計画策定委員会」の各委員の皆様に対し、深く感謝申し上げます。

平成27年4月

都留市教育委員会

目 次

第1章 計画策定にあたって 3

1 策定の趣旨	3
2 計画の位置づけ	3
3 計画の性格	4
4 計画の期間	4

第2章 教育を取り巻く社会の状況【新やまなしの教育振興プラン参照】 5

1 少子化・高齢化の進行	5
2 グローバル化の進行	6
3 知識基盤社会の到来	7
4 持続可能な社会の形成	8
5 社会のつながりの希薄化	9
6 安全・安心に対する意識の高まり	10
7 未来への希望	11

第3章 本市教育の現状と課題 12

1 学校教育の充実	12
2 家庭・地域・学校の連携	13
3 生涯学習の推進	14
4 青少年の健全育成の推進	15
5 スポーツの振興	15
6 文化的振興	16

第4章 本市教育の目指すべき方向 18

1 基本理念	18
2 基本目標	18

第5章 施策の体系 19

第6章 施策の具体的方向

基本方針1 グローバルな社会を生き抜く力を育成します	22
基本方針2 確かな学力と自立する力を育成します	27
基本方針3 豊かな心と自己実現を図る力を育成します	31
基本方針4 健やかな体を育成します	36
基本方針5 一人ひとりのニーズに応じた特別支援教育の充実に向けて取り組みます	38
基本方針6 子どもたちが安全に安心して学ぶことができる教育環境づくりに取り組みます	40
基本方針7 家庭・地域・学校が連携した教育の実現に取り組みます	42
基本方針8 生涯にわたり学び続けることができる環境づくりの実現に取り組みます	45
基本方針9 市民のだれもがスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現に取り組みます	47
基本方針10 市民一人ひとりが豊かな人生を送るための文化芸術の振興を進めます	49

第7章 検証・評価と見直し

1 進捗状況の点検及び計画の見直し	52
2 目標となる指標一覧	52

資料編

1 資問・答申	57
2 策定委員会の審議経過	58
3 策定委員会設置要綱及び委員名簿	58
4 教育委員名簿	60

第1章 計画策定にあたって

1 策定の趣旨

- 少子化・高齢化の進行、グローバル化の進行、知識基盤社会の到来、地球規模の課題、社会のつながりの希薄化、安全・安心に対する意識の高まり等、教育を取り巻く社会の状況は大きく変化しています。
- このような時代の変化に伴い、国は教育基本法に基づき、「教育振興基本計画」を策定し、教育の改革を行っています。
- 山梨県もこうした状況を踏まえ、山梨県教育の振興を図るため、「新やまなしの教育振興プラン」を策定し、新しい時代にふさわしい教育行政の在り方や施策の基本的方向性が示されました。
- このような考え方の下、新しい時代を拓く本市教育の進むべき方向とそれを実現するための基本的な施策を明らかにするため、この計画を策定するものです。

2 計画の位置づけ

- この計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づく、本市教育振興の基本計画です。

教育基本法（平成18年12月22日法律第120号）

（教育振興基本計画）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講すべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

3 計画の性格

- この計画は、今後の本市教育を推進するための基本方針となるものであり、社会情勢の変化を踏まえ、教育の基本理念等を示すとともに、今後取り組むべき施策の方向等を明らかにするものです。
- また、本市は「学園のまち」を標榜することから市民、学生、地域、教育機関等（公立大学法人都留文科大学、※¹健康科学大学看護学部、※²県立産業技術短期大学校都留キャンパス、※³県立都留興譲館高校、小中学校、幼稚園、保育園）に対して、本市の教育目標や進むべき方向を明らかにすることにより、その理解と協力を求め、各主体の参画・協働へと発展することを期待するものであります。

4 計画の期間

- この計画の対象とする期間は、2015年度（平成27年度）を初年度とし、2019年度（平成31年度）を目標年度とする5年間とします。

※1 健康科学大学看護学部：富士河口湖町に在る医療系私立四年制大学。看護学部は、平成28年4月、桂高校跡地にて開設予定。

※2 県立産業技術短期大学校都留キャンパス：山梨県における職業能力開発を推進する中核となる施設であるとともに、本県ではじめての理工系短期大学校として平成11年4月に設立された。都留キャンパスは、工業系高校と連携した一貫型カリキュラムで5年制の工業高等専門学校に匹敵する教育プログラムの実現に取り組んでおり、平成25年4月開校された。

※3 県立都留興譲館高校：谷村工業高校と桂高校が統合され、平成26年4月開校。校名の「興譲館」は、天保13年(1842年)、谷村代官佐々木道太郎が、一般庶民の教育にあたるために、谷村陣屋内に設立した教諭所が、後に「谷村興譲館」と名付けられ、東部地域の教育に多大な足跡を残したことにならんでいる。定員数は960人と県内、最大規模の高校となる。

第2章 教育を取り巻く社会の状況 【新やまなし教育振興プラン参照】

1 少子化・高齢化の進行

- 世界に先んじて少子化・高齢化の急激な進行に直面している日本の人口は、2060年には2010年比約3割減の9千万人まで減少し、そのうちの約4割が65歳以上の高齢者となることが予想されています。本市では、高齢化率が24.6%と全国平均とほぼ同等であり、また、少子化や転出による社会減が追い打ちをかけていることにより、本市の人口は、平成22年度実施した国勢調査では33,588人、5年前の調査と比べ約1,400人の減少となっています。
- 急激な少子化・高齢化の進行により、生産年齢人口の減少、経済規模の縮小、税収の減少、社会保障費の拡大などが予想され、これらに係る負担をどのようにするか、いかにして持続可能で活力ある社会を構築するかということが課題となっています。
- 人口減少社会の到来は、それまでの右肩上がりの社会経済を前提とした社会システムの見直しを迫るとともに、物質的な豊かさを優先してきた社会の在り方、人の生き方に大きな問を投げかけています。

これからの教育に求められること

- 少子化・高齢化が進行した人口減少社会にあっては、「多様性」ということが重視され、かけがえのない一人ひとりが多様な個性と能力を最大限に生かし、なおかつ共に助け合っていく社会の構築に向けた教育が求められます。そのためには、まず、「自立」した個人の育成に向け、「生きる力」を子どもたち一人ひとりに確実に身に付けさせ、社会的自立の基礎を培う必要があります。
- 人口が減少する中で、活力ある社会を構築するためには、高齢者や女性、障がいのある人などを含む全員参加型の社会が求められます。そのためには、生涯にわたって学び続けることが可能な社会づくり、安心して子どもを産み、楽しくやりがいをもって子育てができる環境が整った社会づくり、障がいの有無を問わず誰もが住みやすい社会づくりに向けた教育を推進する必要があります。
- これからの中社会においては「自立」した個人が多様な価値観や文化的背景を有する他者と「協働」し、新たな価値を「創造」していくことが求められます。そのため、自らの価値観を相対化し他者を理解し受入れる力、他者に何かを伝えようとする意欲、他者の表現に一生懸命耳を傾けようとする姿勢を育てることが大切です。

2 グローバル化の進行

- グローバル化の進行に伴い、人・モノ・金・情報や様々な文化・価値観が国境を越えて流動化するなど、変化が激しく先行きが不透明な社会に移行しています。新興国の台頭による国際競争の激化、生産拠点の海外移転による産業空洞化など、日本を取り巻く経済環境は厳しさを増しており、日本の国際的な存在感の低下が懸念されています。
- こうしたグローバル化による競争の激化は、国籍を問わない人材の活用、成果・能力重視の人事管理制度の導入など、かつてのような終身雇用・年功序列といった一律横並びの雇用慣行の変容をもたらしています。また、経済効率最優先の風潮や就職ミスマッチなどの問題を背景として、若年者の失業率・非正規雇用の割合が増加するなど、雇用情勢は厳しさを増しています。
- 山梨県においても、グローバル化の進行に伴い、外国人観光客は2010年度の約52万人から2012年には約77万人に増加しており、くだものやワインなどの海外市場への展開を目指した取り組みも行われています。その一方で、主力産業である機械電子産業が国際的な競争にさらされ、事業所の撤退や工場の閉鎖が相次ぐなど、大変厳しい状況になっています。

これからの教育に求められること

- 自らの国や地域の伝統・文化について理解を深め、これを尊重するとともに、他の国や地域の伝統・文化に敬意を払い、国際社会の一員としての意識を涵養することが重要です。その上で、日本がグローバル社会において存在感を示していくためには、グローバルに活躍する人材や、新たな価値を生み出すイノベーションの推進を担う人材、社会の各分野をけん引するリーダーの育成が不可欠となります。
- グローバルな社会を生きる力として、キャリア教育の一層の推進を図り、社会的・職業的自立に向け必要な基盤となる知識・能力や態度を身に付けさせるとともに、職業を通じて社会の一員としての役割、価値を自ら見出すことのできる子どもの育成を目指す必要があります。
- グローバル化の進行は、それぞれの地域が相互に大きな影響を与え合う世界への変化を加速させ、政治、経済、産業、金融等の様々な面において、人々の考え方、価値観を大きく変えています。次代を担う子どもたちに、新しい社会の方向を模索するための的確な判断ができるような力を身に付けさせていくことが必要です。

3 知識基盤社会の到来

- パソコンや携帯電話などのデジタル機器の普及や、地域社会へのブロードバンドサービスの拡大など、情報通信技術の発展は人々の生活や企業活動における利便性の向上をもたらしました。本市においても、通信業者による超高速ブロードバンド基盤の整備、スマートフォン等の携帯端末の利用拡大など、情報化の進展が著しくなっています。こうした傾向は、グローバル化の進行とあいまって、予想を超えたスピードで社会の多様化を進めています。
- 現代社会は、工業化社会であるとともに情報化社会の性格を強め、ものを作ることが中心の社会から、人が知識や情報を活用し新たな価値を生み出す社会としての性格を強めつつあります。この知識基盤社会では、社会のあらゆる領域での活動の基盤として、新しい知識・情報・技術の獲得が重要になってきます。
- 知の量と質が鍵を握る知識基盤社会において、各自が生涯にわたって自己の能力と可能性を最大限に高め、様々な人々と強調・協働しつつ、自己実現と社会貢献を図るためにには、多様な学習を主体的に行い、その学習成果を社会に生かしていくことが大切です。

これからの教育に求められること

- 情報化が進行する社会においては、個人情報の流出やプライバシーの侵害、インターネット犯罪や有害情報など、情報モラルの問題をはじめとして、様々は課題への対応が必要となり、さらには情報管理の責任に対する意識を持つことも求められます。また、子どもたちを有害情報から守ることも必要です。
- 様々な知識を統合しながら問題を解決していく力の育成が求められます。学校での教科指導においては、基礎的・基本的な知識・技能の習得とともに、その知識・技能を活用する学習活動を充実させることを重視する必要があります。必要な知識を総合し問題を解決するためには、ある知識と別のある知識との間に存在するつながりに気づかなければなりませんが、その気づきは、その問題に対する興味や関心から生まれます。教科指導においては、まず興味や関心を抱かせることが大事です。
- 知識基盤社会においては、独創的な学術研究や科学技術の担い手となる人材を様々な分野で幅広く育てていくことが重要です。そのためには、知識をため込むだけでなく、積極的に使いこなす力を身に付けさせる必要があります。また、科学技術の成果が社会全体の隅々にまで活用されるようになっている今日、社会の一人ひとりの科学に対する基礎的素養の向上が求められます。

4 持続可能な社会の形成

- 現在、世界は、環境問題、食料・エネルギー問題、民族・宗教紛争など様々な問題に直面しています。これらは正に地球規模の課題であり、かつてのような物質的な豊かさのみの追求という視点から脱却し、持続可能な社会の構築に向けて人類全体で取り組んでいくことが求められています。
- 持続可能な社会とは、現在世代において、経済の発展、食料・エネルギー等の資源の確保、環境の保全などの調和を図ることにより、将来世代も生活できる社会のことです。このため、全ての人が健康で文化的な生活を営むことを前提として持続可能な社会への取り組みは、性別、人種等によって差別されず、また、資源の有限性や自然の回復力などを意識した節度あるものとしなければなりません。
- 本市では、持続可能な社会の形成に向けて、様々な取り組みが行われています。特にエネルギー問題に関しては、「都留市地域新エネルギービジョン」において、単なる新エネルギー機器類の導入推進に止まらず、「地球温暖化対策」に取り組み、豊かな自然環境に恵まれた明るさに満ちた循環型社会の形成の実現を目指しています。

これからの教育に求められること

- 社会で起きていることを自分に関わる問題として考えられること、複雑な問題の構造を自分なりに整理し理解できることが必要です。単純なスローガンで社会を理解できると思わず、何かを判断するために自分で情報を集めたり吟味したりすること、誰にも正解がわからない問題について自分で考え自分なりの結論を出そうとすることが大切です。
- 現代的・社会的な課題の解決に日常生活や経済活動などの身近なところから取り組み、持続可能な社会の担い手となることが求められています。持続可能な社会の担い手を育むための教育は、国際理解、環境、多文化共生、人権、平和、防災等、個別分野に関する教育を「持続可能な開発」の観点から総合的につないでいくことが必要です。
- 持続可能な社会は、自然と人間、人間と人間の共生が大前提となります。自然の美しさに感動する感性や、自然と人間との調和を重視する行動様式は一層重要になり、大切に継承し、発展させていくべきです。また、世界中の人々や過去・未来の世代の人々、さらには自分の周りの環境との関係性の中で生きていることを認識し、持続可能な社会の構築に向けて積極的に行動しようとする意識を醸成する必要があります。

5 社会のつながりの希薄化

- 都市化・過疎化の進行、家族形態の変容、価値観やライフスタイルの多様化を背景として、地域社会等のつながりや支え合いの機能が低下していることが指摘されています。これにより、人々の孤立化が懸念されるとともに、我が国において培われてきた文化・規範の次世代への継承が困難となるおそれがあります。
- 人は、ある特定の社会や文化を背景にしながら、その安定した価値観の中で育つことによってはじめて人として力強く生きていける存在です。子どもは安定した信頼関係にある大人を身の回りに持つことによって、社会的ルールを身に付け、成長の途上で社会人となる様々な能力を開花させていきますが、こうした大人や社会とのつながりの希薄化により、規範意識の低下が教育上の大きな課題となっています。
- 山梨県は、地域のつながりが比較的強いといわれていますが、やまなしの教育に関するアンケート調査では、「地域での大人と子どもの関わりが以前より低下している」とする回答が46.4%でした。「以前より多くなっている」とする回答が8.5%であることと考え合わせると、地域社会での人々のつながりが希薄化しつつあると受け止められていることがうかがえます。

これからの教育に求められること

- 人と人のつながりの回復に向けて、文化芸術やスポーツの果たす役割は大きいと言えます。文化芸術は、人が人らしく生きるための糧となり、人間相互の連帯感を生みだし、共に生きる社会の基盤を形成するものです。また、スポーツは、心身の健康の保持増進に重要な役割を果たすばかりでなく、人と人との交流、地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するなど、地域社会の再生を促すものです。
- 子どもたちの豊かな情操や規範意識、自他の生命の尊重、他者への思いやりなどを育むため、道徳教育の推進が必要です。また、子どもは、習得した言葉によって日常生活の中で様々なことを考えたり感じたりしています。目の前にはないものでも、言葉によって想像することができます。子どもの時からの読書や読み聞かせを様々な方策によって推進することが求められます。
- 地域社会における子どもたちの活動の場を確保し、乳幼児からの遊びも含め、集団の中で様々な活動を経験させる必要があります。子どもたちは、家族や学校だけの生活では、人間関係が狭くなりがちです。開かれた学校づくり、地域住民の学校支援や地域活動への子どもの参加などを促進することが求められています。

6 安全・安心に対する意識の高まり

- 東日本大震災は、地震・津波だけでなく、原子力発電所の事故を伴う未曾有の大災害となり、生命・財産をはじめ、計り知れない被害をもたらしました。本市では、以前から、学校施設の耐震化など、東海地震への備えが進められていますが、さらに、南海トラフ巨大地震や富士山噴火なども懸念されており、改めて防災対策の推進が求められています。
- 自然災害ばかりでなく、人々の安全が脅かされる事件も全国的に多発しています。特に、子どもや女性、高齢者など、社会的に弱い立場にある人が被害者となる事件が後を絶ちません。犯罪の起きにくい社会づくり、子どもたちの人権がしっかりと擁護される社会づくり、誰にとっても安心して過ごせる社会づくりが望されます。
- 閉じた集団の中における子どもたちの人間関係は不安定で、この不安定な人間関係を原因の一つとして、いじめ、不登校、暴力行為などの問題行動が依然として多くあります。子どもたちが好ましい人間関係の中で安定した学校生活を過ごすことができる環境の確保が望されます。

これからの教育に求められること

- 地震などの自然災害の危険から子どもたちの安全・安心を確保することが必要です。学校施設は、子どもたちの学習・生活の場であるとともに、災害発生時には地域住民の避難場所としての役割を果たしていきます。本市では、平成23年度において全ての小中学校において、構造体（校舎や体育館の本体）の耐震化が終了しましたが、今後は、非構造部材（天井、照明、窓ガラス、吊り式テレビ等）の耐震化に取り組む必要があります。
- 事件・事故の危険から子どもたちの安全・安心を守るため、通学路の安全確保、学校施設の整備などに取り組む必要があります。また、子どもたちが生涯にわたり自らの安全を確保することのできる基礎的な素養を育成していくことが求められており、主体的に行動する態度を育成する防災教育等の学校安全に関する教育や学校における組織的取り組みの推進、地域社会や家庭との連携の強化を図る必要があります。
- 子どもたちが安心して学校生活を過ごす中で、学業に励み、心身の健全な成長が促されるよう、活気のある学級集団づくりとともに、生徒指導や教育相談の充実が求められます。また、様々な人との交流や様々な体験活動を通じて、豊かな心、豊かな人間関係を築く機会を充実させることが大切です。いじめ、不登校、暴力行為など、子どもの問題行動等の改善に向けては、学校、家庭、地域社会や関係機関が連携した取り組みをさらに充実させる必要があります。

7 未来への希望

- 今年度の全国学力・学習状況調査（小6・中3対象）における質問紙調査の結果によると、「地域社会で起こっている問題や出来事に関心がある」に対し、肯定的な回答をした児童は本市 70.9%（全国 62.9%）、生徒は本市 66.8%（全国 55.6%）、「難しいことでも失敗を恐れないで挑戦すること」に対し、肯定的な回答をした児童は本市 80.6%（全国 75.1%）、生徒は本市 78.6%（全国 68.0%）となっています。
- 子どもたちは自らの思考や行動について、社会から様々な影響を受けています。子どもたちが自立して生きていくためには、地域や社会で起こっている問題や出来事に関心を持ち、未来の社会の望ましい在り方を見据えながら、自分の思考や行動についての判断基準をしっかりと持った主体性が育っていくことが必要です。
- 地域や社会で起こっている問題や出来事に対する関心は、自分や自分を取り巻く世界への深い問い合わせにつながります。子どもたちが本来持っている好奇心を大事にし、大人が子どもとともに解決に向けて取組む中で、難しいことでも失敗を恐れないで挑戦する子どもたちの姿勢をさらに伸ばしていくよう努めることが大切です。

これからの教育に求められること

- 家族など身近な親しい人間関係を通じて、自己肯定感が育ちます。それは自分で試行錯誤し苦労した末に成功したという体験や、自分が他者のために役立ったという実感を伴う体験によって高まっていきます。自己肯定感を基盤に、他者を思いやり、社会の絆を深めようとする姿勢を育むために、自分や他人の多様な生き方や考え方、存在を認め合う柔軟な心、つまり自他を敬愛する心（しなやかな心）を育てる必要があります。
- 失敗した時に、戸惑いや後悔、悔しさなどの感情が生じます。そのことを恐れるのではなく、そういう感情が生じても耐えられるようにすることが大切です。家庭でも学校でも、失敗してもくじけずに何とか対処できるようなくましさを持ち、そして、失敗しながらも人生を豊かに生きていけるようにするために、困難や挫折に直面しても、粘り強く最後まであきらめない心（しなやかな心）を育てる必要があります。
- 大人が人生を豊かに楽しみ、次世代に希望と展望を与えることが望まれます。大人が生き生きと自らの仕事に励み、社会の課題に取組む姿勢を自然体で子どもたちに示すことが大切です。大人が一方的に子どもを導くというのではなく、社会の活力や未来への希望を生むためにも、大人と子どもが共に成長し合う環境をつくっていくことが必要です。

第3章 本市教育の現状と課題

1 学校教育の充実

(1) 「教育首都つる」の推進

本市は、この規模の都市では、全国唯一と言える公立大学法人都留文科大学を設置し、保育園・幼稚園から大学院まで、すべての教育的機関が整うとともに、体育施設、文化施設などの教育インフラが充実しています。

今後の課題として、「学園のまち」としてのさらなる発展のため、市内の保育園・幼稚園・小学校・中学校・高等学校・県立産業技術短期大学校都留キャンパス・健康科学大学看護学部・都留文科大学の連携を強化するなど、多様な面から教育環境の充実を図ることが必要です。

(2) *キャリア教育の推進

幼児期から発達段階に応じて継続的かつ組織的・系統的な「キャリア教育」に取り組むことは、子どもたちが、将来に対して夢や希望を抱き、学ぶことや働くことの意義を理解し、意欲を高め、社会人・職業人として自己を生かしていく基礎となる能力や態度を身に付け、社会で自立して生きていくための「生きる力」を育むことにつながります。

今後の課題として、学校教育において、体系的なキャリア教育を推進していくことが必要です。

- ※ キャリア：個々人が職業生活や家庭生活等、社会の中で経験する様々な立場や役割を通して得る経験・技能等の積み重ねのこと
- ※ キャリア教育：児童生徒一人ひとりにふさわしいキャリアが形成されることを目指し、児童生徒が自己を見つめ、社会の中での役割等を考える中で自分らしい生き方を探すことを支援するとともに、その実現に必要な意欲・態度・能力を育てる教育

(3) 確かな学力の育成

「*知識基盤社会」が進行する中、「生きる力」を知の側面から支える要素として、「確かな学力」を確立していかなければなりません。

今後の課題として、きめ細かな指導を通し、基礎的な知識や技能の習得とそれらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等の育成、学習意欲の育成とそれにつながる学習習慣を確立していく必要があります。

- ※ 知識基盤社会：知識や情報が政治・経済・文化をはじめ、社会のあらゆる領域で活動の基盤として重要性を増す社会

(4) 豊かな心の育成

価値観の多様化、さらには少子化、核家族化により、人々のつながりや共同体意識の希薄化が表面化し、豊かな心や社会性を身に付けること、自己実現の喜びを体験すること、自己肯定感を得ることが難しくなっています。

今後の課題として、「生きる力」の要素である自他への思いやりや情操を育む「豊かな心」の育成が強く求められています。

(5) 健やかな体の育成

生涯を通して、健康で豊かな生活を送ることができるように、積極的に運動に親しむ習慣や意欲、能力の育成、体力の向上、健康の保持増進のための実践力の育成を図ることが必要です。

今後の課題として、食に関する指導の充実、危険から身を守る安全教育の推進等を図ることにより、「生きる力」の要素である「健やかな体」の育成に努めすることが必要です。

(6) 特別支援教育の充実

特別支援学級においては、障害の重度・重複化が進み、こうした状況に対応した適切な教育的支援を実施するとともに、幼稚園、保育園、小・中学校では、LD（学習障害）等の発達障害のある幼児・児童・生徒を支援する体制づくりを推進し、教育内容の一層の充実を図ることが必要です。

今後の課題として、誰もが相互に人格と個性を尊重し合い、認め合える社会を形成する※インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組みが必要です。

※ インクルーシブ教育システム：障がいのある子どもを含むすべての子どもに対して、同じ場で共に学ぶことを追及するとともに、個別の教育的ニーズに的確に応えるよう、小中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級など「多様な学びの場」を充実させた、共生社会形成に向けたシステム。

(7) 時代の要請に応える教育の推進

時代や社会の変化に対応して、※ICT環境の整備、教員のICT活用指導力の向上、情報モラル等を含めた情報教育、環境教育、人権教育、男女平等教育、福祉教育、理数教育、国際理解教育、外国人児童生徒教育、防災教育の推進に努めてきました。

これらについては、今後も一層の推進を図る必要があり、常に経済社会の動向を見きわめながら、時代や社会の変化に対応した教育が必要となります。

※ ICT教育：学校教育の場に情報通信技術（ICT）を活用すること。具体的には、電子黒板やノートパソコン、タブレット型端末などを用いた教育。

(8) 学校教育の環境整備

学校教育を支える環境づくりとして、学校施設の充実、教職員に対する信頼の向上、地域との相互連携、校務システムの更なる活用等が必要です。

2 家庭・地域・学校の連携

(1) 家庭教育への支援

少子化、核家族化等の進行により、親の孤立化、人間関係の希薄化が進み、親の子育て不安やしつけへの自信喪失等、家庭の教育力の低下が指摘されています。このような状況を踏まえ、子育て支援への多様な取組みが必要です。

(2) 幼児教育の推進

発達や遊びの連続性を踏まえたカリキュラムの検討、幼稚園児、保育園児や小学生にとって、成長や学びの機会となる交流活動の実施等、幼稚園児と小学校教育との円滑な接続の実現に向けた、幼稚園・保育園・小学校の連携による幼児教育の充実が必要です。

(3) 地域で取り組む教育活動の推進

都市化傾向により、地縁的なつながりの希薄化や個人主義の浸透等により、地域における子どもたちの体験会の減少や、大人が地域の子どもと積極的に関わろうとしない、いわゆる「地域教育力の低下」が指摘され始めています。そこで、改めて地域全体で子どもを育む環境づくりに取組むことが必要です。

3 生涯学習の推進

(1) 生涯学習推進体制の充実

生涯にわたって学ぶことができ、その成果を適切に生かすことができる生涯学習社会の実現のため、図書館、公民館等の関係機関の連携や都留文科大学等の学術機関との連携による学習機会の提供や自主的な活動の場の提供に努めてきました。

今後の課題として、自主的な学習活動を支えるため、学習ニーズに合った最新情報の提供など、普及啓発活動の充実を図るとともに、専門的な指導力や優れた資質等を備えた指導者の養成と確保に努め、今後も推進体制の充実・強化を図る必要があります。

(2) 多様な生涯学習機会の提供

幅広い学習者の要請に応えるとともに、地域活性化等の課題に取り組むため、図書館、公民館等の関係機関の連携や都留文科大学等の学術機関との連携を図り、また、市の職員を講師とする「ふれあい講座」の開設など、専門的知識の習得、現代的課題の解決等、学習内容の充実に努めました。

今後の課題として、社会経済情勢やライフスタイルの変化に伴い、市民の生涯学習へのニーズが多様化、高度化しているため、今後も、より一層多様な学習機会の提供と内容の充実を図る必要があります。

(3) 学習成果の活用支援

文化祭や公民館まつりなど学習成果の発表の場や適切に評価される機会を設け、学習意欲を高める取組を推進してきました。

今後の課題として、生涯学習に取り組む者が、ボランティア活動その他の地域で活躍できる活動の場を広げるなど、生涯学習の成果が活用され、地域社会の活性化につなげていくための体制づくりが必要です。

(4) 生涯学習環境の充実

市民が自主的に生涯学習に取り組むために、県内図書館の相互利用や都留文科大学附属図書館との相互協力等による市立図書館機能の拡充など、生涯学習環境の整備を図ってきました。

今後の課題として、各地域におけるコミュニティの拠点の整備と機能の充実により、各地域における生涯学習環境の充実を図る必要があります。

4 青少年の健全育成の推進

(1) 青少年健全育成体制の充実

最近の青少年の問題行動の深刻化や情報化の氾濫による青少年を巻き込んだ犯罪の多発など、その背景には、核家族化や人間関係の希薄化などによる家庭や地域の教育力の低下の問題があると考えられています。

また、青少年の健やかな育成のためには、家庭、地域及び学校その他の関係機関がそれぞれの教育力の充実を図るとともに、それらの教育力を結集していくような環境づくりを行うことが重要です。このため、各種団体の協力を得て家庭、地域及び学校その他の関係機関が一体となり、心豊かでたくましい青少年を育成する必要があります。

今後の課題として、青少年が健やかに成長するためには、青少年を取り巻く社会環境の実態を把握し、今後の社会環境の健全化と青少年の非行防止活動の取組を家庭、地域及び学校その他の関係機関が一体となり推進する必要があります。

(2) 放課後・休日における子どもの活動の場の提供

近年多発している子どもが犠牲となる犯罪や青少年の問題行動が深刻化し、また、地域や家庭の教育力の低下が指摘される中、放課後や休日に地域の方々の参画を得て様々な体験・交流活動、文化活動等の機会を提供してきました。

今後の課題として、核家族化や人間関係の希薄化などによる家庭や地域の教育力の低下を補うため、各種団体等の協力や地域の参画を得る中で放課後・休日における子どもの活動の場の提供を充実する必要があります。

5 スポーツの振興

(1) 生涯スポーツの振興

科学技術の高度化、情報化等の進展により、人間関係が希薄となり、精神的なストレスが増大したり、日常生活において体を動かす機会が減少し、体力や運動能力が低下するなどの心身両面にわたる健康上の問題が顕在化する中、スポーツは、市民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠なものとなっています。

市民誰もが、いつでも、どこでも、いつまでも、気軽にスポーツを楽しむことができる場や機

会を提供するため、「総合型地域スポーツクラブ」の設置や、学校施設の開放などスポーツ施設の有効活用を推進してきました。

今後の課題として、市民が健康で豊かに生きるために、一人ひとりが、それぞれの体力や年齢、技術、興味、目的に応じて、いつでも、どこでもスポーツに親しむことができる環境づくりが求められており、スポーツ情報の提供や、気軽に楽しむことができる軽スポーツ、レクリエーション活動など、年間を通して生涯スポーツの推進が必要となっています。

(2) 競技スポーツを支える体制の充実

本市の競技スポーツは、学校の部活動及び都留市体育協会に加盟する各種スポーツ団体を中心となって活動していますが、少子化の影響により競技人口及びチーム数の減少や指導者不足が顕著となる中、子どもにおいても学校や地域を単位としないクラブチームによる活動が増えてきています。

今後の課題として、少子化が進む中、競技スポーツ人口及びチーム数の減少や指導者不足が懸念されることから、関係機関が連携し質の高い指導者の育成や活動場所の確保など競技スポーツを支える体制を充実することが求められています。

(3) スポーツ施設の整備充実

総合運動公園、市民総合体育館その他の体育施設を整備し、市民の競技スポーツに親しむ環境の整備を推進してきました。

今後の課題として、競技スポーツの活動の場の提供はもとより市民が生涯にわたってスポーツに親しむことができるよう、体育館やグラウンドなどのスポーツ施設の充実と利用しやすい環境の整備が求められています。

6 文化的振興

(1) 文化芸術に親しむ機会の充実

市民の価値が多様化する中で、多くの市民が文化芸術を創造し心豊かに生きがいのある生活を送ることができるよう、都の杜うぐいすホールやミュージアム都留などを整備し文化施設の充実を図るとともに、文化祭の開催など文化協会その他の関係団体と連携し、文化芸術に親しむ機会の充実に努めてきました。

今後の課題として、各文化施設を活用した文化芸術活動を推進するとともに、文化協会その他の関係団体の活動を支援し、市民が文化芸術に親しむ機会を一層充実させていくことが求められています。

(2) 文化芸術活動への支援

ニーズの多様化に対応した講座や教室等の開催、文化活動の場の提供、学校教育との連携など、文化活動団体の活動を支援し、文化芸術活動の普及に努めてきました。

今後も引き続き、文化芸術活動の普及に努めるとともに、地域文化の向上を図るため、各文化

施設等で活動するボランティアの育成の推進、若者の文化芸術活動への参加の促進など、文化芸術活動参加者の拡大を図る必要があります。

また、国民文化祭の成果を生かし、地域の文化芸術活動への参加機運をさらに高めていく必要があります。

(3) 文化財の保存と継承

文化財の保存修理への支援を行い、ミュージアム都留、尾澤郷土資料館、商家資料館などでの公開や積極的な活用に取り組んできました。

今後も、文化財の保存と活用に努め、多くの市民に歴史と文化に触れる機会を提供するとともに、文化財を次世代に引き継いでいく取組を強化する必要があります。

市民の貴重な財産である文化財については、保存管理計画の作成を進め、それに基づいた保存管理を行い、継承していく必要があります。



第4章 本市教育の目指すべき方向

基本理念

「学び」あふれる つるの人づくり

基本目標

1 生きる力を育む学校教育の推進

(学校教育の充実、家庭・地域・学校の連携)

2 地域の教育力を高める生涯学習の推進

(生涯学習の推進、スポーツの振興、文化・芸術の振興)

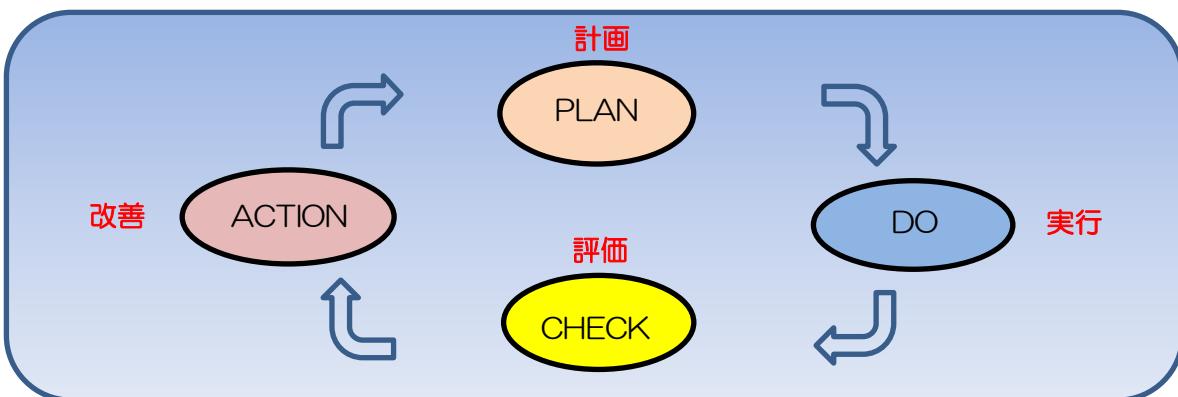
基本方針

理念と目標を達成するための 10 の基本方針

施 策

基本方針に沿った 52 の施策

指標を掲げた施策の実施と評価



第5章 施策の体系

「基本理念」の実現と2つの「基本目標」を達成するための10の「基本方針」

基本方針1 グローバルな社会を生き抜く力を育成します

- (1) 「教育首都つる」推進に向けての拠点の整備
 - (2) キャリア教育・職業教育の充実
 - (3) 外国語教育の充実
 - (4) 海外留学等の充実
 - (5) 伝統・文化に関する教育や文化活動の充実
 - (6) 環境教育の充実
 - (7) 命を守る安全・防災教育の充実
 - (8) 情報教育の充実と ICT 環境の整備
- 【社会を生き抜く力】

基本方針2 確かな学力と自立する力を育成します

- (1) 基礎的・基本的な知識・技能の習得の推進
 - (2) 思考力・判断力・表現力等の育成
 - (3) 主体的に学ぶ態度の育成
 - (4) 言語活動の充実
 - (5) 理数教育の充実
- 【 知 】

基本方針3 豊かな心と自己実現を図る力を育成します

- (1) 道徳教育の推進
 - (2) 豊かな体験活動の推進
 - (3) 読書活動の充実
 - (4) いじめ・不登校対策の充実
 - (5) 生徒指導の充実
 - (6) 教育相談の充実
 - (7) 人権教育の充実
 - (8) 福祉教育の充実
- 【 徳 】

基本方針4 健やかな体を育成します

- (1)学校体育・体力づくりの推進
- (2)健康・安全教育の推進
- (3)食育の推進

【 体 】

基本方針5 一人ひとりのニーズに応じた特別支援教育の充実に向けて取り組みます

- (1)特別支援学級の充実
- (2)就学指導の充実
- (3)自立と社会参加の促進

【特別支援教育の充実】

基本方針6 子どもたちが安全に安心して学ぶことができる教育環境づくりに取り組みます

- (1)教職員等の指導体制の充実
- (2)学校施設の充実
- (3)安全・安心な教育環境の確保
- (4)就学の支援

【教育環境づくり】

基本方針7 家庭・地域・学校が連携した教育の実現に取り組みます

- (1)幼児教育と小学校教育との円滑な移行
- (2)家庭教育支援の充実
- (3)地域の教育力の向上
- (4)社会教育の環境整備
- (5)開かれた学校づくりの推進
- (6)青少年体験活動の充実
- (7)子どもの読書活動支援
- (8)青少年の健全育成推進体制の確立
- (9)環境净化の啓発

【家庭・地域・学校の連携】

基本方針8 生涯にわたり学び続けることができる環境づくりの実現に取り組みます

- (1)多様な学習機会の提供及び生涯学習推進体制の充実
- (2)生涯学習環境の充実
- (3)学習成果の活用支援

【生涯学習環境づくり】

基本方針9 市民のだれもがスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現に取り組みます

- (1)「市民みんなのスポーツ」の推進
- (2)指導者等の育成・確保・活用
- (3)スポーツ施設の効率的利用と整備充実
- (4)スポーツクラブ等への支援
- (5)競技スポーツの振興

【スポーツの振興】

基本方針 10 市民一人ひとりが豊かな人生を送るための文化芸術の振興を進めます

- (1)文化芸術に親しむ機会の充実
- (2)文化芸術活動への支援
- (3)文化財の保存と継承
- (4)博学連携の推進

【文化芸術の振興】

第6章 施策の具体的方向

基本方針1 グローバルな社会を生き抜く力を育成します

社会を生き抜く力

1 施策の方向

- 「教育首都つる」のシンボルである都留文科大学の知的資源を最大限に活用し、語学力・コミュニケーション能力、主体性等を身に付けて様々な分野で活躍する人材を育成します。
- 子どもたち一人ひとりに生きる力を身に付けさせ、社会的自立の基礎を培うとともに、体系的・系統的なキャリア教育の一層の充実を図り、社会人・職業人としての自立を促します。
- 海外への短期留学など様々な国際交流の機会を推進し、子どもたちに国際的な視野を持たせます。
- グローバルな視野で考え、様々な課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組み、持続可能な社会づくりに参画する態度を育成します。
- 防災に関する教育の充実を図り、学校における安全の確保に努めるとともに、児童生徒がその生涯にわたり、自らの安全を確保することのできる基礎的な素養を育成します。
- 社会の情報化が急速に進展する中にあって、ICTを効果的に活用することの重要性から、情報活用能力の向上を図ります。
- 情報化の進展に伴う様々な課題に対応し、情報モラルを身に付けるための学習活動を推進します。



2 施策の内容

基本方針1 グローバルな社会を生き抜く力を育成します	
施策項目	施策の概要
(1) 「教育首都つる」推進に向けての拠点の整備	<p>魅力ある教育環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「教育首都つる」を推進するため、市内の保育園・幼稚園・小学校・中学校・高等学校・県立産業技術短期大学校都留キャンパス・健康科学大学看護学部・都留文科大学等の連携を強化するなど、多様な面から教育環境の充実を図ります。 <p>大学・地域間の協働の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり交流センターと都留文科大学地域交流研究センターとが連携することにより、市民と大学の交流を積極的に進め、地域の活性化に努めます。
(2) キャリア教育・職業教育の充実	<p>体系的・系統的なキャリア教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭や地域住民、企業や関係諸機関との連携の下、小学校から発達段階に応じた体系的・系統的なキャリア教育を推進します。 <p>関係機関との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校での職場見学、中学校での職場体験について、発達段階に応じた取り組みを推進します。 <p>キャリア教育に関する指導力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県総合教育センター研修に教員を積極的に参加させ、併せて校内研修による指導力向上に取り組みます。
(3) 外国語教育の充実	<p>*英語特区（教育課程特例校）への取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都留文科大学附属小学校において、1年生から6年生まで一貫した英語教育が行えるよう英語特区の指定を受け、都留文科大学の知見を活用した質の高いカリキュラムを開発していきます。 <p>また、その成果を検証し、市内全域の小学校においても、英語教育ができるよう取り組みます。</p> <p>異校種間の連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小、中、高等学校、大学間において外国語教育の連携を図りながら、英語によるコミュニケーション能力を育成します。 <p>到達目標を明確にした授業づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国語科の学習において、各学年、各単元での到達目標を明確にしたまでの授業づくりに取り組みます。 <p>ALT（外国語指導助手）による英語指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ALTを配置し、英語指導教員の指導力向上を図るとともに、児童生徒の英語によるコミュニケーション能力を育成します。

*英語特区（教育課程特例校）：学校又は地域の特色を生かし、学習指導要領によらない特別の教育課程を編成し実施できる学校。都留文科大学附属小学校では、この指定を受けることにより、1年生から6年生まで、英語を「教科」として実施することが可能となる。

(4) 海外留学等の推進	<p>グローバル人材の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・豊かな語学力・コミュニケーション能力、主体性・積極性、異文化理解の精神を身に付けた、国際的に活躍できるグローバル人材を育成します。 <p>海外留学等の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外留学に必要とされる実践的なコミュニケーション能力を育成するための外国語教育を推進するとともに、民間団体を含め、海外留学の機会を推進します。 <p>姉妹友好交流の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヘンダーソンビル市との国際交流の中で、小中学校間についても、交流の促進を図ります。
(5) 伝統・文化に関する教育や文化活動の充実	<p>郷土学習の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・郷土学習を推進していく中で、児童生徒に、ふるさと都留市への関心と理解を深め、郷土を愛し、郷土に誇りを持てるような心情を育みます。 <p>教材を活用した伝統・文化に関する教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小中学校において、伝統・文化に関する教育を推進します。 <p>「おもてなし」の心を育む教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の伝統や文化を学ぶ体験活動を通じて、郷土への誇りや愛着を醸成し、「おもてなし」の心を育みます。 <p>芸術文化についての理解促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・芸術教科の特性を生かし、表現活動や鑑賞活動を通して芸術文化についての理解を深め、創造的な表現力と発信力を育みます。 <p>伝統・文化に関する参加・発表機会の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域や学校において、伝統・文化並びに新たな文化の創造に関する活動を推進するとともに、参加・発表する機会を確保します。 <ul style="list-style-type: none"> ・都留市文化祭への参加を図り、文化活動の一層の活性化を進めます。 <p>地域の優れた指導者等との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各教科の授業や部活動において、地域の優れた芸術家や文化活動の指導者、文化財保護に携わる人々等と教員が協力して、指導する取組を進めます。 <p>学校と各種文化施設との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内文化施設の教育普及活動と連携し、児童生徒の芸術に関する感性や郷土の歴史や文化への理解を育みます。

(6) 環境教育の充実	<p>環境問題等に主体的に関わる能力や態度の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> 各教科や道徳、特別活動、総合的な学習の時間等の中で、それぞれの特性に応じ、また、相互に関連させながら、持続可能社会の構築を目指して、環境問題や環境保全に主体的に関わることができる能力や態度を育みます。また、学校だけでなく、家庭、地域等と協働した取り組みを行い、環境教育の充実を図ります。 市環境教育研究委員会において作成した、環境教育副読本「都留の自然とわたしたちのくらし」を使用した環境教育授業を実践します。また、環境教育実践集収録を作成する中で、一校一実践を目指します。
(7) 命を守る安全・防災教育の充実	<p>安全・防災教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校における体系的な防災教育に関する指導内容を整理し、防災に関する教育の充実を図ります。 地域協働のまちづくり推進会等との連携を図り、危険に際して自らの命を守り抜くための「主体的に行動する態度」を育成し、共助・公助の視点から、安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高めるための教育内容を充実します。 「大地震が発生した時の基本対応」を作成し、児童生徒、学校、保護者の共通認識のもとで、大地震が発生した際の児童生徒の安全確保に努めます。
(8) 情報教育の充実とICT環境の整備	<p>情報活用能力の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報社会を主体的に生き抜くために必要な情報活用能力を育成します。 市情報教育研究委員会における、ICT環境整備計画、授業におけるICT活用方法の研究を行うとともに、タブレット、電子黒板等の情報機器の整備や校内LANの段階的整備に努めます。

3 目標となる指標

指 標	指 標 の 概 要	H26 年度 の現況値	H31 年度 の目標値
夢や目標を持っている状況	全国学力・学習状況質問紙における「将来の夢や目標を持っている」の設問に「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合	小 89.1% 中 75.3%	小 95% 中 85%
英語検定の取得児童数	英語検定 5 級、4 級の資格取得児童数の割合	小 0%	小 20%
児童生徒 1 人 1 台情報端末	児童生徒に対し、タブレット等の情報端末整備の割合	小 0% 中 0%	小 30% 中 60.%
普通教室における校内 LAN の整備	小中学校における校内 LAN の整備の割合	小 0% 中 0%	小 50% 中 50%



基本方針2 確かな学力と自立する力を育成します

知

1 施策の方向

- 基礎的・基本的な知識・技能、思考力・判断力・表現力等、主体的に学習に取組む態度など、確かな学力を身に付けさせるため、教育内容・方法の一層の充実を図ります。
- 学び合う集団の中で、自ら課題を発見し解決する力、他者と協働するためのコミュニケーション能力、物事を多様な観点から論理的に考察する力などを育成します。
- 社会の変化や新たな価値を創造する人材を育成するために、生きる力を身に付け、各分野に興味・関心を有する子どもの裾野の拡大を図ります。
- 論理や思考、コミュニケーションや感性・情緒の基盤となる言語力を高めるために、各教科等を通じた言語活動の充実を図ります。
- 知識基盤社会においては、科学技術は競争力と生産性向上の源泉となっています。このため、次代を担う科学技術系人材の育成が重要な課題となっており、科学技術の土台である理数教育の充実を図ります。



2 施策の内容

基本方針2 確かな学力と自立する力を育成します	
施策項目	施策の概要
(1) 基礎的・基本的な知識・技能の習得の推進	<p>基礎的・基本的な知識や技能の定着</p> <ul style="list-style-type: none"> 全ての教員が相互に授業を参観し研修する体制づくり等を通じて、分かりやすく楽しい授業を行うための工夫・改善に努めるとともに、補習的な学習を支援するなどして基礎的・基本的な知識や技能の定着を図ります。 <p>教員の指導力向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 学習の成果を山梨県学力把握調査、全国学力・学習状況調査等により客観的に評価し、教員の指導力向上に効果的に活用し、学校の教育力の向上を図ります。 教員の指導力・評価力の向上により授業の改善と児童生徒の学力を向上させます。
(2) 思考力・判断力・表現力等の育成	<p>児童生徒の学習に対する達成感や目的意識の醸成</p> <ul style="list-style-type: none"> 山梨県学力把握調査、全国学力・学習状況調査、CRT テスト等の結果から課題を明確にする中で、県が提供する「授業改善プラン」や「学力向上プログラム」等の資料を活用し、児童生徒の学習に対する達成感や目的意識の醸成を図ります。 <p>達成感のある授業を行うための指導方法の研究</p> <ul style="list-style-type: none"> 課題解決型の学習を積極的に導入し、知識や技能を活用して、思考力・判断力・表現力を育むとともに、児童生徒が興味をもって取組むことができる達成感のある授業を行うための指導方法の研究を進めます。 家庭生活や社会の課題を通して、思考力・判断力・表現力を育む指導方法の研究を進めます。
(3) 主体的に学ぶ態度の育成	<p>学習意欲の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 学んだ知識・技能を活用して問題を解決する場面を設定することで、学習内容の有用性に気付かせ、さらに学ぼうという意欲を高めます。 <p>学習評価方法の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童生徒が学習意欲を高め、学習習慣の確立につながっていく学習評価方法の改善を図ります。 <p>課題解決型学習の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 課題解決型の学習テーマを積極的に導入し、調べ学習を通して課題を解決するために必要な情報を検索、収集、活用する力を育みます。

(4) 言語活動の充実	<p>国語力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 授業改善を推進し、学習の課程に言語活動を取り入れ、社会生活の中で必要な国語力の向上を図ります。 <p>言語活動を通じた思考力・判断力・表現力等の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> これまでに作成してきた副読本や実践事例集を活用して、国語科では「単元を貫く言語活動」を、国語以外の教科等では、レポートの作成、論述などの「言語活動」を学習の課程に取り入れ、思考力・判断力・表現力等（読み解力）の向上を図ります。 <p>新聞の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 新聞を活用し、児童生徒が生きていく社会を教材に取り入れ、課題を見つけ、考え、解決する力を培う取り組みの工夫を推進します。 <p>市立図書館、都留文科大学図書館の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 自分らしくよりよく生きる上での基礎となる教養や感性を身に付けるために、市立図書館、都留文科大学図書館の活用を進めます。
(5) 理数教育の充実	<p>論理的な思考力や理数的な表現力の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> 日常生活や社会と授業とを関連付け、身近にある科学に気付かせることにより、学ぶ意欲や関心を高めるとともに、基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着と、課題解決的な学習を通じて、論理的な思考力や理数的な表現力を育成します。 <p>分かりやすい授業の工夫</p> <ul style="list-style-type: none"> 指導方法についての専門的な研修等による教員の資質・能力の向上や地域の人材を活用した理科授業の支援を通じ、より分かりやすい授業を工夫します。 <p>設備の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 理科及び数学教育の充実を図るために、必要な設備を整備します。

3 目標となる指標

指 標	指 標 の 概 要	H26 年度 の現況値	H31 年度 の目標値
国語への興味・関心の状況	全国学力・学習状況質問紙における「国語の勉強は好きですか」の設問に「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合	小 66.0% 中 60.6%	小 75% 中 65%
算数・数学への興味・関心の状況	全国学力・学習状況質問紙における「算数・数学の勉強は好きですか」の設問に「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合	小 75.4% 中 63.9%	小 80% 中 70%



基本方針3 豊かな心と自己実現を図る力を育成します

徳

1 施策の方向

- 健全な自尊感情をもって自立し、主体的、自律的に生きるとともに、他者とかかわることのできる力を育成するため、その基盤となる道徳性を培います。
- 生命や自然を大切にする心や他人を思いやる優しさ、社会性、規律意識などを育てるため、様々な体験活動を推進するとともに、豊かな情操を育む読書活動の充実を図ります。
- 教育上の重要課題である、いじめ、不登校、暴力行為などの児童生徒の問題行動の改善に向けて、学校、家庭、地域社会や関係機関が連携した取り組みを一層推進します。
- 学校教育は、集団での活動や生活が基本となり、学校内での人間関係の在り方は児童生徒の健全な成長に深く影響を及ぼします。このため、学級集団づくり、家庭や地域との連携などに努めるとともに、生徒指導及び教育相談の充実を図ります。
- これから親になる若者（中学生）に子育ての喜びを感じさせ、子どもを生み育てることの意義を考えさせるために、乳幼児との触れ合いなどの活動の充実を図ります。
- 学校教育で、児童生徒が芸術に対する感性を磨き、郷土の歴史・文化に対する理解を育むために、ミュージアム都留等、市内文化施設等における教育普及活動を推進します。



2 施策の内容

基本方針3 豊かな心と自己実現を図る力を育成します	
施策項目	施策の概要
(1) 道徳教育の推進	<p>学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 各教科等と道徳教育との関連を明確にした計画の整備や改善を図り、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の充実を図ります。 <p>地域ぐるみで行う道徳教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 家庭・地域の理解や協力を得た道徳教育を行うために、道徳の授業公開や地域人材を活用した道徳の授業、地域ぐるみで行う道徳的実践活動を推進します。 また、PTA活動、地域協働のまちづくり推進会の各種行事、乳幼児検診等の機会を捉え、保護者に対しての道徳教育への理解と学習機会の場の充実を図ります。 <p>教員の指導力向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 小・中学校では、道徳の授業づくりに関する研修会や、「心づくり」研究校（禾生一小、禾生二小、都留二中）における研修会などを通じて授業改善を進め、自己の生き方についての考えが深められる授業の実現を図ります。
(2) 豊かな体験活動の推進	<p>体験を重視した教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 各教科等において体験活動の重要性を認識し、ネイチャーセンター等の青少年教育施設を活用した自然体験や社会体験、ボランティア活動、地域の人々との交流活動等、体験を重視した発達段階に応じた系統的な教育を推進します。 <p>地域の優れた指導者等との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> 各教科の授業や部活動において、地域の優れた芸術家や文化活動の指導者、文化財保護に携わる人々等と教員が協力して指導する取り組みを進めます。

<p>(3) 読書活動の充実</p>	<p>読書活動を取り入れた授業等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・読書集会、読書目標づくり、読書記録の充実、学年を越えた読書交流、また、目的に応じて本を読んだり、本や新聞などから情報を得て活用したりするなど、読書活動を取り入れた授業等を行い、読書量の増加を図ります。 <p>読書活動をより活発にするための取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・朝読書等の一斉読書の継続的な取り組みや読み聞かせ等の実施、親子読書の呼びかけ、推薦図書の紹介等により、読書活動をより活発にします。 ・学校における図書委員をはじめ、生徒による読書リーダーを養成し、校内読書活動の充実を図ります。 <p>学校図書館の計画的な整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校図書館の計画的な整備を進めるとともに、言語活動の充実に資する読書活動の開発や、望ましい「読書指導」の在り方及び本の質的・量的な充実を図ります。 <p>学校図書館相互や市立図書館、都留文科大学図書館との連携、交流</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校図書館相互や市立図書館、都留文科大学図書館との連携、交流を行います。 <p>市立図書館の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・読書の楽しさを知り、読む力を高めるために市立図書館の活用を進めます。
<p>(4) いじめ・不登校対策の充実</p>	<p>「いじめ防止基本方針」に基づく取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「いじめ防止基本方針」に基づき、学校が家庭、地域、関係機関等と連携し、いじめ問題について協議する機会を設けたり、学校や学校以外の相談窓口について児童生徒や保護者へ周知する等、未然防止・早期発見・早期対応に取り組みます。 ・携帯電話、スマートフォンなどの情報端末やインターネットによる新しい形のいじめに対しても未然防止に向け、指導を徹底するとともに、インターネット上のマナーや家庭でのルールづくりなど「情報モラルを身に付ける」取り組みを行います。 <p>いじめ・不登校に対する学校全体での取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめは、「どの学校でも、どの子にも起こり得る」との認識の下に、いじめ問題の未然防止のための取り組みを推進します。また、いじめアンケート調査等を実施し、積極的ないじめ認知を行い、いじめを認知した際には、早期対応・早期解決に向け、学校全体で取り組みます。 ・不登校の未然防止のために、きめ細かい実態調査を行い、情報を共有する中、学校全体で取り組みます。 <p>教職員の指導力向上</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ不登校指導者研修会への参加により、教職員の指導力を高めます。 <p>スクールカウンセラー等の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラー等活用事業・スクールソーシャルワーカー活用事業を活用し、教育相談の充実を図ります。 <p>小・中学校の連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中1ギャップによる不登校問題やいじめ問題に対応するため、中学校区単位で情報交換等を行うなど小・中学校の連携を強化します。
(5) 生徒指導の充実	<p>魅力ある学校・学級づくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・問題行動の未然防止という視点から、道徳や学級活動の時間を計画的に活用し、人間関係づくりや言語活動の充実、人権尊重・正義感や命の大切さなどを取り上げた教育の充実、体験活動やボランティア活動、地域と連携した取り組みなど規範意識の育成等に重点を置き、問題行動の起こらない魅力ある学校・学級づくりを推進します。 ・教職員間の指導体制や指導指針の共通理解・共通実践を進め、チームによる適切で組織的な支援や早期対応を行います。 <p>スクールカウンセラー等の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラー等活用事業や、スクールソーシャルワーカー活用事業等を活用することによって、教育相談活動をさらに充実させます。 <p>学校における指導・相談体制の組織的な整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校における指導・相談体制を組織的に整備し、全教職員の共通理解を図り、適切な生徒理解に努めます。 <p>教職員の指導力向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員を対象にした生徒指導に関する内容についての研修会・講演会等に参加し、教職員の見識を高めるとともに指導力の向上を図ります。 <p>警察との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大月署管内学校・警察連絡協議会を開催し、問題行動の未然防止や発生時の迅速な対応に取り組みます。
(6) 教育相談の充実	<p>教育相談体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市教育研修センターの教育相談員による、児童生徒及び保護者に対し、来所や電話による相談の他、家庭訪問や学校訪問を行うなど、きめ細かな相談・指導を図ります。 <p>教職員の教育相談の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都留文科大学地域交流研究センターと連携し、教職員を対象としたメンタルヘルスサポートや学級経営コンサルテーションなど、教職員への相談体制の充実を図ります。

(7) 人権教育の充実	人権教育の充実 ・学校の教育活動全般を通じた系統的・組織的な指導計画の下、人権尊重の精神を培い、「いじめ」の根絶を目指すとともに、児童生徒が互いに尊重し合い、その個性と能力を十分に発揮できることを目指す人権教育の充実を図ります。
(8) 福祉教育の充実	福祉教育の充実 ・地域の人材を活用した福祉に関する講話や体験的な学習、乳幼児や高齢者など異世代間の触れ合い体験、異校種間連携によるボランティア活動の推進により、他者を思いやる心を育成します。 ・市内小・中学校においての、認知症サポーター養成講座を推進し、「認知症」を正しく理解するとともに、認知症の人やその家族を温かく見守る「応援者（サポーター）」を育成します。

3 目標となる指標

指 標	指 標 の 概 要	H26 年度 の現況値	H31 年度 の目標値
規範意識の状況	全国学力・学習状況質問紙における「学校のきまりを守っていますか」の設問に「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合	小 91.0% 中 96.7%	小 95% 中 97%
読書への興味・関心の状況	全国学力・学習状況調査質問紙における「読書は好きですか」の設問に「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合	小 75.4% 中 72.7%	小 85% 中 80%
いじめの状況	「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査におけるいじめの解消率	小 100% 中 90.0% ※H25 年度状況	小 100% 中 100%
不登校の状況	「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査における不登校児童生徒の登校率	小 14.2% 中 25.0% ※H25 年度状況	小 40% 中 40%

基本方針4 健やかな体を育成します

体

1 施策の方向

- 本県児童生徒の体力は、長期的な低下傾向が続いた後、平成17年からは改善傾向にあります、総合的な体力は、すべての年齢で全国平均を下回り、加齢とともに全国平均との差が拡大しています。
- 偏食・欠食、運動不足、睡眠不足等の生活習慣の乱れをはじめ、いじめ、不登校等、心身の健康問題が多様化・深刻化しています。
- 健康で豊かな生活の実現を目指し、体力、健康の保持・増進のための実践力、積極的に運動に親しむ習慣や意欲・能力を育成することが必要です。
- 健康・安全教育については、児童生徒が心身の状況や周囲の状況を把握し、適切かつ安全に行動できる力の育成を図るとともに、安全マニュアルの見直しを行うなど、学校教育活動全体を通して安全対策に取組むことが必要です。
- 栄養のバランスがとれた適切な食事をとるなど望ましい食習慣を身に付けることや、安全な食品を選ぶための正しい知識を習得するなど食の自己管理能力を育成するために、食育を推進することが必要です。



2 施策の内容

基本方針4 健やかな体を育成します	
施策項目	施策の概要
(1) 学校体育・体力づくりの推進	<p>学校体育・体力づくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体力・運動能力の調査等を行い、児童生徒の実態を把握し、体育の授業だけでなく、特別活動等の時間を利用しての健康・体力づくりなど、学校体育・スポーツの充実に努めます。 ・走、投、跳など基本の運動の推進を図ります。
(2) 健康・安全教育の推進	<p>健康・安全教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康に生きていくために必要な食事、運動、睡眠を適切にとるなど、調和の取れた生活習慣を身に付けさせるよう健康教育を推進します。 ・生活習慣病、薬物乱用など、多様化する心身の健康課題に対応するため、健康管理、健康指導を推進するとともに、薬物乱用防止教室等を開催します。 ・学校の安全マニュアルの見直しを図り、総合的な安全対策に取り組みます。
(3) 食育の推進	<p>食育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食育の推進に努めるため、学校給食での地産地消をさらに推進していきます。

3 目標となる指標

指 標	指 標 の 概 要	H26 年度 の現況値	H31 年度 の目標値
スポーツの実施状況	<p>「山梨県体力テスト・健康実態調査」における授業以外でほとんど毎日（週3回以上）、運動やスポーツを実施している小学生の割合</p> <p>※県の調査結果による</p>	男 59.3% 女 34.1%	男 65% 女 40%
薬物乱用防止への取り組み状況	薬物乱用防止教室を実施している小中学校の割合	小 100% 中 100%	小 100% 中 100%
朝食の摂取状況	全国学力・学習状況調査質問紙における「朝食を毎日食べていますか」と回答した児童生徒の割合	小 95.5% 中 93.1%	小 97% 中 95%

基本方針5 一人ひとりのニーズに応じた特別支援教育の充実に向けて取り組みます

特別支援教育の充実

1 施策の方向

- *インクルーシブ教育システム構築の理念を踏まえ、特別支援教室における教育の充実及び教育環境の整備を図るとともに、小・中学校におけるきめ細かな特別支援教育体制の充実を図ります。
※ インクルーシブ教育システム：P13 参照
- 特別支援教育が必要な児童、生徒及び普通教室にいる支援の必要がある児童生徒に対しては、市負担による教員補助員を配置し、適切な指導や支援を行っていきます。
- 障がいのある児童生徒が自立した社会参加をするために、一人ひとりの教育的ニーズを的確に把握し、発達段階や障害の状況に即した指導及び支援を充実させます。
- 特別支援教育は、通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒も対象となることから、全ての学校において教員一人ひとりの専門性の向上を図り、教職員共通理解の中で推進します。

2 施策の内容

基本方針5 一人ひとりのニーズに応じた特別支援教育の充実に向けて取り組みます	
施策項目	施策の概要
(1) 特別支援学級の充実	特別支援学級の充実 <ul style="list-style-type: none">・小・中学校において、特別支援学級と通級指導教室の計画的な設置を図ります。・支援を必要とする児童生徒のため、教育研修センターと連携し、必要に応じて教員補助員（支援員）を配置します。 関係機関との連携 <ul style="list-style-type: none">・医療、福祉、保健等の幅広い関係機関と連携し、特別支援教育を総合的に推進します。
(2) 就学指導の充実	就学指導の充実 <ul style="list-style-type: none">・教育研修センターにおいて、就学相談の充実に努めます。
(3) 自立と社会参加の促進	自立と社会参加の促進 <ul style="list-style-type: none">・自立と社会参加の促進に係る就労支援については「個別支援計画」を活用する中で、関係機関が連携し、現場実習の充実、家庭への一層の支援及び就労先での生徒に対する深い理解、就労後の継続的な支援を行っていきます。

3 目標となる指標

指 標	指 標 の 概 要	H26 年度 の現況値	H31 年度 の目標値
「個別の指導計画」の作成状況	普通学級で「個別の指導計画」を作成している小中学校の割合	小 87.5% 中 100%	小 100% 中 100%
「個別の教育支援計画」の作成状況	普通学級で「個別の教育支援計画」を作成している小中学校の割合	小 87.5% 中 100%	小 100% 中 100%



基本方針6 子どもたちが安全に安心して学ぶことができる教育環境づくりに取り組みます

教育環境づくり

1 施策の方向

- 少人数学級の推進をはじめ、習熟度指導、補習等の学習支援策を講じ、学力向上やいじめ問題への対応を工夫し、きめ細かな指導体制の充実を図ります。
- 学校評価を推進し、その結果に基づく学校運営の改善を図るとともに、保護者や地域住民の代表者で構成される学校評議員制度の活用等により、学校の教育活動の一層の充実を図ります。
- 学校施設は、児童生徒の学習・生活の場であることから、社会情勢を踏まえた学校施設を整備します。
- 学校は、災害発生時には地域住民の避難場所ともなることから、学校施設の総合的な防災機能の強化を図ります。
- 経済的な理由で就学が困難な児童生徒に対して、引き続き就学援助を行います。

2 施策の内容

基本方針6 子どもたちが安全に安心して学ぶことができる教育環境づくりに取り組みます	
施策項目	施策の概要
(1) 教職員等の指導体制の充実	きめ細かな指導の支援 <ul style="list-style-type: none">・児童生徒へのきめ細かな指導の充実を図るため、県のはぐくみプランによる少人数学級制と併せ市担教員・教員補助員を配置し、TT（チーム・ティーチング）、習熟度別指導、補修等の学習支援策を講じていきます。・教育現場と都留文科大学とが連携し、きめ細かな指導と実践の場を提供するSAT（学生アシスタントティーチャー）事業を推進、充実させていきます。・市立学校の管理者である市教委として、県教委に対し、「優れた人材の確保と教職員の適正配置」を要請していきます。
(2) 学校施設の充実	安全で快適な教育環境の整備 <ul style="list-style-type: none">・学校施設の改築や改修を計画的に進めるとともに、バリアフリー化をはじめ、様式トイレの設置や冷暖房設備の設置を行い、安全で快適な教育環境の整備に努めます。
(3) 安全・安心な教育環境の確保	防災機能の強化 <ul style="list-style-type: none">・学校施設の構造体（校舎や体育館の本体）の耐震化については、既に終了しており、今後は非構造部材（天井、照明、窓ガラス、吊り式テレビ等）の耐震化を図り、総合的な耐震化に努めます。

	<p>通学路の安全の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の通学路については、学校、国、県、市、警察等の関係機関と連携した「都留市通学路安全推進協議会」を設置し、合同点検やその安全対策を協議し、より安心して通学が行えるよう取り組みます。 <p>地域社会における学校安全への取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもたちが安心して学校生活が送れるように、スクールガードリーダーを活用するとともに、地域協働のまちづくり推進会等と連携し、地域社会で学校の安全に取り組みます。
(4) 就学の支援	<p>就学の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 就学援助費の充実に努めます。

3 目標となる指標

指 標	指 標 の 概 要	H26 年度 の現況値	H31 年度 の目標値
SAT への派遣状況	学校からの要望に対して、SAT-A の学生の派遣率 ※H26 予定	小中 81.4%	小中 85%
	学校からの要望に対して、SAT-B の学生の派遣率 ※H26 予定	小中 80.1%	小中 85%
	学校からの要望に対して、SAT-C の学生の派遣率 ※H26 予定	小中 89.7%	小中 95%
非構造部材（天井、照明、窓ガラス、吊り式テレビ等）の耐震化	非構造部材の耐震化が終了した小中学校の割合	小 31.3% 中 66.7%	小 100% 中 100%
エアコン設置状況	普通教室におけるエアコンを設置した小中学校の割合	小 0% 中 0%	小 60% 中 60%

※ SAT-A：放課後の学習支援、 SAT-B：授業中における学習支援
SAT-C：個別的な支援が必要な児童等の在籍する学級での補助的な活動



基本方針7 家庭・地域・学校が連携した教育の実現に取り組みます

家庭・地域・学校の連携

1 施策の方向

- 地域や学校をはじめとする豊かなつながりの中で、家庭教育が行われるよう、家庭教育支援の充実を図ります。
- 地域における様々な学習活動を、地域の多様な主体と積極的に連携し、地域住民も一体となって協働して取り組みを進めていくための環境を整備します。
- ホームページ等を通して学校の活動状況の広報や公開授業等により、開かれた学校づくりに取り組みます。
- 放課後や週末の地域における子どもたちの学習・体験活動などを支援するため、地域と連携した取り組みを推進します。
- 青少年を取り巻く環境は大きく変化しています。そのため、現代社会に潜在的に存在する諸問題を真摯に受け止め、都留市青少年総合対策本部、学校、家庭、地域社会が常に連携し、青少年の健全育成に努めます。

2 施策の内容

基本方針7 家庭・地域・学校が連携した教育の実現に取り組みます	
施策項目	施策の概要
(1) 幼児教育と小学校教育との円滑な移行	幼児教育と小学校教育との円滑な移行 ・子どもたちの発達や学びの連續性を踏まえた幼稚園・保育園、認定子ども園と小学校との連携を進め、カリキュラムの検討、子どもたち同士の交流活動の実施等、幼児教育と小学校教育との円滑な移行に向けた取り組みを推進します。
(2) 家庭教育支援の充実	家庭教育支援の充実 ・家庭教育の必要性や方法を記載した家庭教育の手引きを活用し、保護者への啓発を行います。 ・総合相談窓口である教育研修センターにおいて、家庭教育や子どもの発達などに関する悩みや不安に対し、必要な助言を行います。 ・乳幼児及び学齢に達した児童に対し読書を促す「子ども読書活動支援事業」を推進し、家族ぐるみで読書に親しむ活動を推進します。 ・家庭や地域の教育力を高めるため、新たな知識や技術を習得することを目的に青少年育成都留市民会議等の協力を得て、講演会・学習会を開催します。

(3) 地域の教育力の向上	<p>地域活動や体験活動への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域活動への子どもの参加や育成会活動その他の地域における体験活動などを、市と地域住民が連携して取り組みます。 ・放課後や休日に地域住民の参画を得て、学習や様々な体験、交流活動、文化活動等の機会を提供することにより健全で心豊かな子どもを地域で育む「放課後子ども教室」の取組を推進します。 <p>青少年の健全な育成の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域、家庭、学校、各種団体等が連携した市民総参加による青少年健全育成を推進するため、主導的役割を担う青少年育成都留市民会議の活動を支援し、市民運動の活性化を図ります。 ・地域協働のまちづくり推進会との連携を図り、「あいさつ・声かけ運動」やスクールガード等の実施を通して地域住民と子どもがふれあい、青少年の健全な育成を推進していきます。
(4) 開かれた学校づくりの推進	<p>開かれた学校づくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校の活動状況や学校評価等を家庭や地域住民に広く知ってもらうため、学校ホームページやリーフレット等、様々な方法を活用した情報発信をさらに推進していきます。 ・学校が地域に貢献していく取り組みを進めます。
(5) 青少年体験活動の充実	<p>放課後子ども教室の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域協働のまちづくり推進会、都留文科大学の学生等と連携し「放課後子ども教室」の拡充を図り、放課後や週末の子どもたちの体験・交流活動の場づくりを推進します。 <p>「のびのび興譲館」の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども達が自主的に集い、主体性や創造性を持ちながら、健やかにたくましく成長していくことを目的に設置した「のびのび興譲館」の充実を図り、地域のリーダーとして将来を担う人材の育成を推進します。 <p>指導者の質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青少年育成推進委員及び青少年育成会との情報交換の場を設けるなど連携強化に努め、交流や体験活動等の研修会を実施し、指導者の質の向上を図ります。 <p>生涯学習施設等の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習施設その他の公共施設を効果的に活用し、青少年の豊かな体験活動を推進します。
(6) 青少年健全育成推進体制の確立	<p>次代を担う青少年の健全育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次代を担う青少年の健全育成を図るため、都留市青少年総合対策本部を構成する各種団体の連携を推進します。 ・青少年の体験活動、ボランティア活動が推進されるよう、育成会等の組織育成を支援していきます。

(7) 環境浄化の啓発	環境浄化活動の推進 ・青少年健全育成都留市民会議等との連携により、有害図書や有害広告物等の撤去活動を実施し、健全育成に好ましくない環境の浄化に努めます。
----------------	---

3 目標となる指標

指 標	指 標 の 概 要	H26 年度 の現況値	H31 年度 の目標値
スクールガード人数	各小学校におけるスクールガード（ボランティア）の人数	294 人	320 人
放課後子ども教室開設状況	「放課後子ども教室」を開設している小学校区の割合	62.5%	75%
学校ホームページの更新状況	学校ホームページを週に 1 回以上更新している学校の割合	小 72.7% 中 100%	小 100% 中 100%
「のびのび興譲館」開設状況	定員に対する登録者数の割合	78.6%	85.2%



基本方針8 生涯にわたり学び続けることができる環境づくりの実現に取り組みます

生涯学習環境づくり

1 施策の方向

- 市民一人ひとりが生きがいのある充実した人生を送ることができるよう、生涯にわたって学ぶことができる環境づくりが重要です。
- 生涯学習推進体制の充実・強化を図り、生涯学習施策を総合的かつ効果的に推進します。
- 市民の自主的な学習活動を支えるため、学習ニーズに合った最新の学習情報がいつでも得られるよう、情報提供の充実を図ります。
- 今後予想される学習意欲の高まりや多様化に対応するため、専門的な指導力や優れた資質等を備えた指導者の養成と確保、関係団体への支援により、生涯学習の一層の促進を図ります。

2 施策の内容

基本方針8 生涯にわたり学び続けることができる環境づくりの実現に取り組みます	
施策項目	施策の概要
(1) 多様な学習機会の提供及び生涯学習推進体制の充実	<p>市民主体の生涯学習機会の拡充</p> <ul style="list-style-type: none">・市、社会福祉協議会、都留文科大学などの関係機関が連携する中で、講師等の人材を発掘し、市民主体の学習の場を創出します。・関係機関が連携し、魅力あるイベントや多様な学習プログラムを提供し、人と人を結びつけ、学びと交流を促す活動を推進します。 <p>生涯学習推進体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none">・中央公民館、市立図書館、ミュージアム都留等が都留文科大学その他の学術機関との連携を強化し、生涯学習推進のための取組を実施していきます。
(2) 生涯学習環境の充実	<p>市立図書館機能の充実</p> <ul style="list-style-type: none">・市民の多様なニーズに応じた蔵書及びレンタルサービスの充実を図ります。・本市の歴史などを掲載するデジタルライブラリの充実を図り、インターネットを通じた学習機会を提供します。 <p>ミュージアム都留の機能充実</p> <ul style="list-style-type: none">・市民が本市の歴史と文化に対する関心と理解を深めるため、常設展、企画展等の充実を図ります。 <p>各地域における生涯学習環境の充実</p> <ul style="list-style-type: none">・地域協働のまちづくり推進会等と連携する中で各地域に設置されているコミュニティセンター、公民館その他の公共施設を生涯学習の場として有効活用し、生涯学習環境の充実を図ります。

	<p>高齢者の学習ニーズに応える環境の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「はつらつ鶴寿大学」により、高齢者の学習ニーズに応えるとともに、高齢期の豊かな人生の実現を図り、自律や協働の学びを通して、地域の活性化に寄与する人材を養成する場を提供していきます。
(3) 学習成果の活用の支援	<p>学習成果の活用支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化祭、公民館祭りの開催、各地域協働のまちづくり推進会が実施する文化展その他の発表会などを支援し、学習成果の活用の場を提供します。 ・学習成果を活用するため、講師として公民館学級その他の学習の場の開設を支援します。

3 目標となる指標

指 標	指 標 の 概 要	H26 年度 の現況値	H31 年度 の目標値
ふれあい講座の実施状況	ふれあい講座の利用者数 ※H25 年度実績	1,640 人	1,750 人
青少年の地域活動への参加状況	全国学力・学習状況調査質問紙における「今住んでいる地域の行事に参加していますか」の設問に「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合	小 75.7% 中 62.8%	小 80% 中 70%



基本方針9 市民のだれもがスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現に取り組みます

スポーツの振興

1 施策の方向

- 運動やスポーツに対する意識の啓発を図るとともに、関係機関の連携・協働を強めながら、スポーツの実施率向上に向けた取り組みの充実を図ります。
- だれもが気軽に楽しむことができる軽スポーツやレクリエーション活動及び各種大会の機会や場所の提供とともに、施設の充実や指導者の育成などの環境整備を図ります。
- 市民が主体的に参画するスポーツ環境を整備するため、総合型地域スポーツクラブの育成やスポーツ指導者・スポーツ施設の充実等を図ります。
- 市民が主体的にスポーツに取組めるよう、スポーツに関する様々な情報を市民が容易にどこでも入手できる情報提供システムの充実を図ります。
- 市を挙げて年代や性別に関係なく多くの市民がスポーツを楽しむ機会を提供し、「市民一人ースポーツ」の推進を図ります。

2 施策の内容

基本方針9 市民のだれもがスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現に取り組みます

施策項目	施策の概要
(1) 「市民みんなのスポーツ」の推進	<p>生涯スポーツの普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none">・生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営むため、子どもから高齢者まで、いつでも、どこでも、安全でいつまでも気軽に親しめる生涯スポーツの普及啓発に努めます。 <p>日常的にスポーツ活動に参加するための取組</p> <ul style="list-style-type: none">・関係機関と連携し、市民の誰もが日常的にスポーツ活動に参画できるよう取り組みます。 <p>総合型地域スポーツクラブの育成・支援</p> <ul style="list-style-type: none">・市民が自発的・自主的に参画する地域スポーツの環境を充実するため、総合型地域スポーツクラブを育成・支援します。
(2) 指導者等の育成・確保 活用	<p>スポーツ指導者の育成</p> <ul style="list-style-type: none">・市スポーツ推進委員、スポーツ少年団指導者の確保及び育成に努めます。・市内外のスポーツ有資格者や学生時代のスポーツ経験者を募り、市が行うスポーツ教室やスポーツ事業の指導や参画を促進します。

(3) スポーツ施設の利用 拡大・充実	施設の利用拡大 <ul style="list-style-type: none"> 市社会体育施設に加え、小中学校体育館、グラウンド等を一般開放し、市民のスポーツの機会を提供します。 ジャパンジュニアグラスキー大会の成果を継承し、競技人口の増加と施設の利用拡大に努めます。 既存の体育施設の一層の活用を推進するとともに、改修・改善の必要な箇所については隨時整備を図り、施設利用機会の拡充に努めます。
---------------------------	---

3 目標となる指標

指 標	指 標 の 概 要	H26 年度 の現況値	H31 年度 の目標値
市民参加機会の充実	市民参加によるスポーツイベント（市スポーツ教室、市スポーツ大会、体育祭り、市民運動会）に参加した人数	4,537 人 ※H25 年度状況	4,600 人
スポーツ施設の利用状況	市社会体育施設及び市内小中学校体育施設の利用者数	203,879 人 ※H25 年度状況	205,000 人



基本方針10 市民一人ひとりが豊かな人生を送るための文化芸術の振興を進めます

文化芸術の振興

1 施策の方向

- 魅力ある文化を創造し、市民が心豊かな生きがいのある生活を送るために、文化芸術に触れ合い、親しむ機会の充実を図ります。
- 若者をはじめ広く市民に対して文化芸術活動への参加を促進し、裾野拡大を図るとともに、芸術文化水準の一層の向上を目指します。
- 市内には重要な文化遺産が多く存在しています。これらは現在の都留市につながる礎であり、都留市民の生活文化の基礎でもあります。このため、市内の文化遺産の現状を調査し、的確な把握を行うことにより、文化遺産の保存対策を講じていきます。
- 指定文化財については、保存修復等が必要になった場合、所有者等に対して支援を行い貴重な文化財を保護し、多くの市民に歴史と文化に触れる機会を提供することにより、文化財の保存と活用に努め、次世代に引き継いでいきます。
- 指定文化財や埋蔵文化財を保護するための調査と保護を行うとともに、広く市民に公開し、活用を図っていきます。



2 施策の内容

基本方針10 市民一人ひとりが豊かな人生を送るための文化芸術の振興を進めます	
施策項目	施策の概要
(1) 文化芸術に親しむ機会の充実	<p>文化芸術に親しむ機会の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民の要望に応じた文化芸術普及事業の充実を図るため、ミュージアム都留を拠点として、絵画や文学・歴史等に関する多種多様な企画展や体験講座等を開催します。 地域の人々が文化ボランティアとして展示解説や運営に参加しやすい環境づくりを推進し、市民が身近で親しみを感じるミュージアム都留を目指します。 都の杜うぐいすホール等において、市民に優れた舞台芸術や音楽鑑賞の機会や優れた環境での芸術・音楽活動の場を提供し、市民文化芸術水準の一層の向上を目指します。 <p>学校の児童生徒が文化芸術に親しむための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 各教科の授業や部活動において、地域の優れた文化活動の指導者、文化財保護に携わる人々等と教員が協力して指導する取組を進めます。
(2) 文化芸術活動への支援	<p>国民文化祭の成果の継承</p> <ul style="list-style-type: none"> 国民文化祭の成果を継承し、様々な芸術文化の交流を通じて市民の文化活動への参加を促進し、個性あふれる文化を創造します。 <p>芸術文化活動を行う個人や団体の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> 本市芸術文化の振興と文化芸術水準の向上のため、芸術文化活動を行う個人や団体の交流を促進し、活動の拡大や次世代の育成を図ります。
(3) 文化財の保存と継承	<p>文化財の適切な保存と継承のための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 文化財の保存状態についての調査を実施し、文化財の適切な保存と継承のための取組を行います。 文化財の保存に係る緊急性や必要性を適切に判断し、所有者等が行う文化財の保存修理に対し支援を行います。 文化財審議委員会と連携し、学術価値を有し、文化財として保護すべき指定候補物件の把握に努めるとともに、新規指定に取り組みます。
(4) 博学連携の推進	<p>博学連携の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 芸術に関する感性や郷土の歴史や文化への理解を育むため、ミュージアム都留その他の市内文化施設の利用促進を図り、学校と連携した博学連携を推進します。

※ 博学連携：学校と博物館がそれぞれの教育機能を相乗的に活用し、学校あるいは、社会教育だけでは成し得ない創造的かつ効果的な教育・学習を行おうとするもの。

3 目標となる指標

指 標	指 標 の 概 要	H26 年度 の現況値	H31 年度 の目標値
郷土歴史施設の利用状況	ミュージアム都留、尾畠郷土資料館、商家資料館の入館者数	15,048 人	16,000 人
都の杜うぐいすホールの利用状況	都の杜うぐいすホールの利用率 (大・小ホールの平均)	76.35%	80.0%



第7章 進捗状況の点検及び見直し

1 進捗状況の点検及び計画の見直し

本計画の推進に当たっては、多様化する市民ニーズや社会・経済情勢の変化に対応し、実効性のあるものとするため、進捗状況の点検及び見直しが必要となります。

点検に当たっては、目標となる指標の達成状況を把握しながら、計画に沿って施策が実施されているか、自ら点検・評価を行い、その結果に応じた取り組みの見直しを行います。

また、本計画は今後5年間に取組むべき施策の基本方針を示すものであることから、特段の事由がある場合を除き、策定から5年度を目途に見直し、新たな計画を策定するものとします。

2 目標となる指標一覧

基本方針1 グローバルな社会を生き抜く力を育成します

指 標	指 標 の 概 要	H26 年度 の現況値	H31 年度 の目標値
夢や目標を持っている状況	全国学力・学習状況調査質問紙における「将来の夢や目標を持っている」の設問に「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合	小 89.1% 中 75.3%	小 95% 中 85%
英語検定の取得児童数	英語検定5級、4級の資格取得児童数の割合	小 0%	小 20%
児童生徒1人1台情報端末	児童生徒に対し、タブレット等の情報端末整備の割合	小 0% 中 0%	小 30% 中 60%
普通教室における校内LANの整備	小中学校における校内LANの整備の割合	小 0% 中 0%	小 50% 中 50%

基本方針2 確かな学力と自立する力を育成します

指 標	指 標 の 概 要	H26 年度 の現況値	H31 年度 の目標値
国語への興味・関心の状況	全国学力・学習状況調査質問紙における「国語の勉強は好きですか」の設問に「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合	小 66.0% 中 60.6%	小 75% 中 65%
算数・数学への興味・関心の状況	全国学力・学習状況調査質問紙における「算数・数学の勉強は好きですか」の設問に「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合	小 75.4% 中 63.9%	小 80% 中 70%

基本方針3 豊かな心と自己実現を図る力を育成します

指 標	指 標 の 概 要	H26 年度 の現況値	H31 年度 の目標値
規範意識の状況	全国学力・学習状況調査質問紙における「学校のきまりを守っていますか」の設問に「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合	小 91.0% 中 96.7%	小 95% 中 97%
読書への興味・関心の状況	全国学力・学習状況調査質問紙における「読書は好きですか」の設問に「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合	小 75.4% 中 72.7%	小 85% 中 80%
いじめの状況	「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査におけるいじめの解消率	小 100% 中 90.0% ※H25 年度状況	小 100% 中 100%
不登校の状況	「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査における不登校児童生徒の登校率	小 14.2% 中 25.0% ※H25 年度状況	小 40% 中 40%

基本方針4 健やかな体を育成します

指 標	指 標 の 概 要	H26 年度 の現況値	H31 年度 の目標値
スポーツの実施状況	「山梨県体力テスト・健康実態調査」における授業以外でほとんど毎日（週3回以上）、運動やスポーツを実施している小学生の割合 ※県の調査結果による	男 59.3% 女 34.1%	男 65% 女 40%
薬物乱用防止への取り組み状況	薬物乱用防止教室を実施している小中学校の割合	小 100% 中 100%	小 100% 中 100%
朝食の摂取状況	全国学力・学習状況調査質問紙における「朝食を毎日食べていますか」と回答した児童生徒の割合	小 95.5% 中 93.1%	小 97% 中 95%

基本方針5 一人ひとりのニーズに応じた特別支援教育の充実に向けて取り組みます

指 標	指 標 の 概 要	H26 年度 の現況値	H31 年度 の目標値
「個別の指導計画」の作成状況	普通学級で「個別の指導計画」を作成している小中学校の割合	小 87.5% 中 100%	小 100% 中 100%
「個別の教育支援計画」の作成状況	普通学級で「個別の教育支援計画」を作成している小中学校の割合	小 87.5% 中 100%	小 100% 中 100%

基本方針6 子どもたちが安全に安心して学ぶことができる教育環境づくりに取り組みます

指 標	指 標 の 概 要	H26 年度 の現況値	H31 年度 の目標値
SAT への派遣状況	学校からの要望に対して、SAT-A の学生の派遣率 ※H26 予定	小中 81.4%	小中 85%
	学校からの要望に対して、SAT-B の学生の派遣率 ※H26 予定	小中 80.1%	小中 85%
	学校からの要望に対して、SAT-C の学生の派遣率 ※H26 予定	小中 89.7%	小中 50%
非構造部材（天井、照明、窓ガラス、吊り式テレビ等）の耐震化	非構造部材の耐震化が終了した小中学校の割合	小 31.3% 中 66.7%	小 100% 中 100%
エアコン設置状況	普通教室におけるエアコンを設置した小中学校の割合	小 0% 中 0%	小 60% 中 60%

基本方針7 家庭・地域・学校が連携した教育の実現に取り組みます

指 標	指 標 の 概 要	H26 年度 の現況値	H31 年度 の目標値
スクールガード人数	各小学校におけるスクールガード（ボランティア）の人数	294 人	320 人
放課後子ども教室開設状況	「放課後子ども教室」を開設している小学校区の割合	62.5%	75%
学校ホームページの更新状況	学校ホームページを週に 1 回以上更新している学校の割合	小 72.7% 中 100%	小 100% 中 100%
「のびのび興譲館」開設状況	定員に対する登録者数の割合	78.6%	85.2%

基本方針8 生涯にわたり学び続けることができる環境づくりの実現に取り組みます

指 標	指 標 の 概 要	H26 年度 の現況値	H31 年度 の目標値
ふれあい講座の実施状況	ふれあい講座の利用者数 ※H25 年度実績	1,640 人	1,750 人
青少年の地域活動への参加状況	全国学力・学習状況調査質問紙における「今住んでいる地域の行事に参加していますか」の設問に「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合	小 75.7% 中 62.8%	小 80% 中 70%

基本方針9 市民のだれもがスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現に取り組みます

指 標	指 標 の 概 要	H26 年度 の現況値	H31 年度 の目標値
市民参加機会の充実	市民参加によるスポーツイベント（市スポーツ教室、市スポーツ大会、体育祭り、市民運動会）に参加した人数	4,537 人 ※H25 年度状況	4,600 人
スポーツ施設の利用状況	市社会体育施設及び市内小中学校体育施設の利用者数	203,879 人 ※H25 年度状況	205,000 人

基本方針 10 市民一人ひとりが豊かな人生を送るための文化芸術の振興を進めます

指 標	指 標 の 概 要	H26 年度 の現況値	H31 年度 の目標値
郷土歴史施設の利用状況	ミュージアム都留、尾張郷土資料館、商家資料館の入館者数	15,048 人	16,000 人
都の杜うぐいすホールの利用状況	都の杜うぐいすホールの利用率 (大・小ホールの平均)	76.35%	80.0%

資料集

1 諒問・答申

都教学校発第 123号
平成 26 年 11 月 27 日

都留市教育振興基本計画策定委員会
会長 羽田 ひで子 様

都留市教育委員会
教育長 梶原 清

教育振興基本計画策定の基本となるべき事項について（諒問）

教育基本法第17条第2項に基づき、国の教育振興基本計画を参照して策定する「都留市教育振興基本計画」の基本となるべき事項について、貴委員会の意見を求めます。

平成 27 年 2 月 25 日

都留市教育委員会
教育長 梶原 清 様

都留市教育振興基本計画策定委員会
会長 羽田 ひで子

教育振興基本計画策定の基本となるべき事項について（答申）

本委員会は、平成26年11月27日付で諒問のあった標記事項について慎重に審議を重ねた結果、ここに別添のとおり意見を取りまとめたので、答申します。

2 策定委員会の審議経過

回 数	開 催 日	審 議 内 容
第1回	平成 26 年 11 月 27 日	○ 詮問の趣旨及び計画策定にあたっての基本的な考え方について ○ 教育を取り巻く社会の状況について ○ 本市教育の現状と課題について ○ 今後のスケジュールと審議手順について
第2回	平成 27 年 1 月 20 日	○ 本市教育が目指すべき方向について ○ 基本理念、基本目標、基本方針について ○ 中間とりまとめ（案）について
平成 27 年 2 月 2 日～2 月 23 日		パブリックコメント制度の実施
	平成 27 年 2 月 5 日	○ 修正・追加事項の確認（資料郵送）
第3回	平成 27 年 2 月 25 日	○ 最終とりまとめ（案）について
	平成 27 年 2 月 25 日	○ 答申

3 策定委員会設置要綱及び委員名簿

○ 都留市教育振興基本計画策定委員会設置要綱

(平成 26 年 11 月 1 日教育委員会告示第 14 号)

(設置)

第 1 条 都留市の将来を担う人材育成を目指し、特色ある教育の推進を図るため、教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）第 17 条第 2 項の規定に基づき策定する「都留市教育振興基本計画」の基本となるべき事項について、調査・審議し、教育長に提言することを目的として、都留市教育振興基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第 2 条 委員会は、15 人以内の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱又は任命する。

- (1) 社会教育委員代表者
- (2) 民生児童委員代表者
- (3) 体育協会代表者
- (4) 文化協会代表者
- (5) スポーツ推進委員代表者
- (6) 青少年育成都留市民会議代表者
- (7) 校長会代表者
- (8) 市 PTA 連合会代表者
- (9) 識見を有する者

(任期)

第3条 委員の任期は、平成27年3月31日までとする。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって選任する。

3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときにはその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要があると認めたときは、構成員以外の者の会議への出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育委員会学校教育課において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年11月1日から施行する。

策定委員会委員名簿

NO	氏 名	所 属 ・ 役 職	備考
1	羽田ひで子	社会教育委員の会会長・主任児童委員	会長
2	横溝菊雄	体育協会会长	副会長
3	加藤敬次	文化協会会长	
4	渡辺昭	スポーツ推進委員委員長	
5	平井幸成	青少年健全育成都留市民会議会長	
6	三枝泰子	都留市小中学校校長会会长	
7	遠山廣明	市PTA連合会会长	
8	吉澤政次	青少年育成推進委員会会长	
9	山本政雄	市立図書館協議会委員委員長	
10	福田誠治	博物館協議会会长	
11	渡辺幸子	地域協働のまちづくり推進会連絡会会长	
12	花園光明	青藍幼稚園園長	
13	亀澤正隆	保育所連合会会长（開地保育園園長）	

4 教育委員名簿

区分	氏名（ふりがな）	備考
委員長	小林 孝次（こばやし こうじ）	
委員長職務代理者	関口 稔夫（せきぐち としお）	
委員	日向丈夫（ひなた たけお）	
委員	小林重雄（こばやし しげお）	
委員	赤澤敬子（あかざわ けいこ）	
委員（教育長）	梶原 清（かじわら きよし）	

都留市教育振興基本計画

平成27年4月 都留市教育委員会

〒402-8501 山梨県都留市上谷1-1-1

電話 0554-43-1111

FAX0554-45-5005

都留市ホームページ

<http://www.city.tsuru.yamanashi.jp>